

# Topics

県社協からのお知らせ  
＜トピックス＞

## 平成24年度東日本大震災に係る復興支援及び福祉施策等に対する要望書を提出

本会では宮城県内の福祉関係団体からの要望を取りまとめ、平成24年9月5日に、宮城県保健福祉部社会福祉課に対し、国及び宮城県に対する要望書を提出しました。同日付で全国社会福祉協議会へも要望書を提出しています。内容としては、東日本大震災に関する要望が14項目、福祉施策などに関する要望が4項目となっています。要望事項については、回答が届き次第、ホームページなどで報告します。

## 第58回宮城県社会福祉大会のご案内

社会福祉の理念が広く県民に定着し、「誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくり」を進めるために、社会福祉関係者が一堂に会し、本大会を開催します。また、本県の社会福祉の向上に尽力された方々へ感謝の意を表します。

■開催日時／平成24年11月7日(水)13時から15時30分まで(予定)  
■会場／名取市文化会館  
■問い合わせ先／宮城県社会福祉協議会 総務課  
TEL 022(225)8476

## たくさんの真心ありがとうございます。

下記の方々から本会に支援金をいただきました。本当にありがとうございました。(平成24年8月末現在)

東日本大震災に関する支援金  
平成24年8月2日 (株)ブリッジさまより・・・62,713円  
平成24年8月28日 宗教法人真如苑さまより・・・500,000円  
皆さまからお寄せいただいた支援金は東日本大震災による復興支援のために活用させていただきます。

## 理事・評議員変更のお知らせ

退任	新任
理事 飯岡 絹子(平成24年7月31日)	樋口 稔夫(平成24年8月21日)
評議員 高橋 伸康(平成24年6月30日)	高橋 喜一(平成24年8月24日)
吉田 孝志(平成24年6月4日)	庄子 清典(平成24年8月24日)

## 職員募集のお知らせ

本会が運営する施設に勤務する職員を募集しています。

○正規職員 ・ 看護師  
○臨時職員 ・ 看護師または准看護師  
・ 介護支援などを行う生活支援ワーカー補助員

詳しくは、本会ホームページをご覧ください。  
■宮城県社会福祉協議会ホームページ  
[URL]http://www.miyagi-sfk.net/

## 会員の募集について

本会では活動の趣旨にご賛同いただき、地域福祉の推進にご協力をいただける団体または個人の会員の募集をしています。

【会員区分】  
○第二種会員(社会福祉施設)  
○第三種会員(社会福祉関係団体)  
○賛助会員(趣旨に賛同し入会いただける団体及び個人)

会員の申し込みなどについては、下記までご連絡をお願いします。  
■問い合わせ先／宮城県社会福祉協議会 総務課  
TEL 022(225)8476

# 県社協が運営する 事業所紹介



平成24年4月から障害者自立支援法に基づく事業所へ移行、また制度改正に伴い、事業内容が変更となった事業所を紹介いたします。

## 障害福祉サービス事業所 宮城県援護寮 (宮城県指定管理者施設)

宮城県援護寮は、平成24年4月1日に、これまでの精神障害者社会復帰施設から、障害者自立支援法に基づき、自立訓練(生活訓練)・宿泊型自立訓練へ移行しています。



▲グループ支援プログラムの清掃活動

し、平成13年の開設以来、115人の方のご利用をいただいています。

日中活動の自立訓練(生活訓練)では、地域で自立した生活を送れるように、個別支援プログラムとグループ支援プログラムの組み合わせ、調理や金銭管理などの日常生活の支援、社会体験や余暇活動などの支援を行います。

また、夜間及び土日祝日の宿泊型自立訓練も個別支援プログラムとグループ支援プログラムによって、服薬や体調管理など生活技術の向上に向けた訓練を行います。

自立訓練(生活訓練)・宿泊型自立訓練は共に利用期限があるため、宮城県援護寮では、生活支援を行うと同時に、退寮後の住まいの場の調整などの地域移行へ向けた支援を行います。また、市町村や相談支援事業所、医療機関、障害福祉サービス事業所などと共に、ご利用になる方が地域で自立し、安定した生活を送れるように支援体制を整える取り組みも行っています。ご利用にあたってはお住まいの市町村から、障害福祉サービスの利用に関する支給決定が必要です。事前

## 特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所 地域相談支援センター「時や」

これまでは障害福祉サービスを利用して一部の方がみがかサービス等利用計画の対象でしたが、平成24年4月1日からは障害福祉サービスなどを利用するすべての方が対象となり、原則、平成27年3月末までにサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成が必要となりました。地域相談支援センター「時や」では、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の指定を受け、大崎圏域の精神障害者を対象に、サービス等利用計画を作成し、利用調整などを行っています。



▲相談者への説明場面

に見学なども可能ですので、お問い合わせください。

問い合わせ先  
宮城県援護寮  
大崎市古川旭5-7-21  
TEL 02229(23) 1513

併せて、大崎圏域市町村の障害者相談支援事業を受託し、生活全般の相談や、福祉サービスの利用支援、情報提供などを行っています。

また、市町村障害者相談支援事業では、個別の相談支援を行うと同時に、地域における個別事例を通して明らかになった課題を共有し、支援体制の整備などを行う自立支援協議会の運営などに関わり、障害者が自立して生活できる地域づくりに取り組んでいます。

なお、本会では地域相談支援センター「時や」の他に、地域支援センターぱれっとよしか・地域支援センターぱれっとさんのう・地域支援センターぱれっとさんのもりでも特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の指定を受けると共に、市町村障害者相談支援事業を受託しています。

各事業所は対象者や対象地域が異なりますので、詳細は事業所へお問い合わせください。

問い合わせ先  
地域相談支援センター「時や」  
大崎市古川駅前大通1-5-18  
TEL 0229(21)1273

本会が運営する他の施設・事業所については、本会ホームページをご覧ください。  
URL <http://www.miyagi-sfk.net/>

## 職業訓練の実施でミスマッチを軽減できます!!

企業全体のレベルアップに

## ジョブカード制度を活用した 企業から寄せられた声

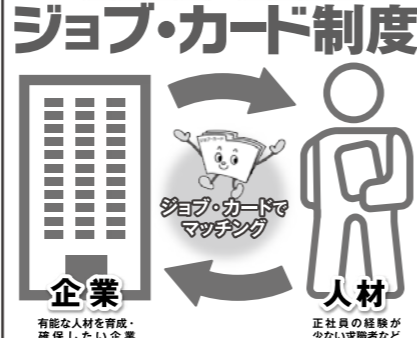
経営者の皆様へ

**ジョブ・カード**  
求職者の職業能力を証明する4種類のシート(①履歴シート、②職務経歴シート、③キャリアシート、④評価シート)です。履歴書などにはない求職者に関する詳細な情報が記載されているので、短時間の採用面接では分からない求職者の職業能力やレベルなどを客観的に評価できます。

**ジョブ・カード制度**  
ジョブ・カードを活用した職業訓練を通じ、有能な人材を育成・確保したい企業と正社員の経験が少ない求職者や新規学卒者とのマッチングを促進する国の制度です。職業訓練を実施した企業では、訓練生の適性や能力などを判断しやすくなり、正社員として継続雇用できます。また、一定の要件を満たす場合には、国からの助成金や奨励金を受けられます。

- 訓練担当者となった社員にとっては、訓練生に教えることによって、自分の業務を改めて勉強し直すので、企業全体のレベルアップにつながった。
- これまでは、自社のニーズに合った人材を育成したくても、資金的な余裕がなかったため、助成金があることも魅力の一つ。
- 第三者の登録キャリア・コンサルタントが求職者と面談して交付したジョブ・カード

## 中小企業の強い味方 ジョブ・カード制度



- 社員研修の仕組みを構築できたのは大きな収穫。作成した訓練カリキュラムを活かし、今後もジョブ・カード制度を活用したい。
- 職業訓練を通して訓練生の適性や能力を判断できるので、ミスマッチの少ない採用ができる。求職者にとっても、自分の希望する職業に就ける。



宮城県地域ジョブ・カードセンター  
〒980-8414 仙台市青葉区本町2-16-12 仙台商工会議所2階  
TEL:022-212-4777 FAX:022-211-0720

日本商工会議所(ジョブ・カード事業) URL <http://www.jc-center.jp/>  
厚生労働省 URL <http://www.mhlw.go.jp>

